

高知県消防協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県消防協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、消防団の充実強化及び活性化を図る事業を推進するため、公益財団法人高知県消防協会（以下「協会」という。）が行う別表第1に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助金額については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式及び別記第2号様式によるものとする。この場合において、協会は県税の納税義務がない旨について申立書を提出するものとする。

- 2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び該当金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、協会に対して補助金交付決定通知を行うものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、協会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）。に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (4) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合
 - (2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合
 - (3) 補助事業の区分間で、流用先の30パーセントを超える配分の変更を行う場合
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると知事が認める場合
- 2 知事は、前項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の変更決定をし、当該協会に通知するものとする。

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

- 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号及び別記第5号によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 協会は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 協会は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(概算払)

- 第10条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 協会は、概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 協会が規則及びこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 協会が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 協会が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認めたとき。
- (5) 協会が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業に係る収支及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出についての証拠書類は補助事業の修了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第13条 協会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は協会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第2号から第4号まで、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
表彰事業	消防団員等への表彰に要する経費（食糧費を除く。）	上限 800千円
火災予防事業	火災予防のための啓発等に要する経費（食糧費を除く。）	
消防慰霊祭事業	全国消防殉職者慰霊祭への参列に要する経費（食糧費を除く。）	
消防団活性化対策事業	消防団員の研修等への参加に要する経費（食糧費を除く。）	
消防団員定数確保対策事業	消防団員確保支援地区への支援に要する経費（食糧費を除く。）	上限1,205千円

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。